

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト・テック
代表者名 代表取締役会長 C E O 小川毅彦
(コード：2154 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 村井範之
電話番号 0 3 - 5 7 7 7 - 7 7 2 7

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂を決議いたしましたので改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

本件は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日より施行されたことを受け、改定するものであります。

記

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 公正で透明性のある企業を目指し、「倫理規程」を定め、社員等（取締役及び使用人をいう。以下同じ）はこれを遵守します。
 - (2) 代表取締役を委員長とし、業務執行部門責任者等を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスを推進してまいります。
 - (3) 取締役会規則、経営会議規程、業務分掌規程など組織の運営に関する諸規程を整備し、適正に運用してまいります。
 - (4) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度でこれを拒絶するとともに、反社会的勢力を排除する体制を整備します。
- 2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の遂行に係る情報については、文書管理規程その他関連する規程に基づき、管理及び保存を行います。
 - (2) これらの情報については、すべての取締役・監査役が常時閲覧できる状態を維持します。
 - (3) これらの情報管理は、関連する規程類の定めに従って総務部及び担当業務執行部門が厳正に行います。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及びグループ各社の危機管理規程において、経営危機に直面した場合の対応について基本方針、優先順位、対策本部の設置等を定めています。
 - (2) 損失の危険の発生の可能性については、内部監査室がリスク要因を集約し、経営会議等において検討の上で特定しております。また、それに基づいてリスク発生の予兆を絶えず監視し、適宜対処してまいります。
 - (3) 地震や火災等、大規模災害発生の場合を想定した社内組織体制・社内外連絡体制等を整え、万一の場合に備えております。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の業務分掌を定め、業務執行部門責任者の任命を行います。
 - (2) 経営会議等における取締役及び業務執行部門責任者等との活発な意見交換を奨励します。
 - (3) 業務分掌規程等で職務権限の明確化を図り、自立的な職務の遂行を図るとともに、相互牽制の行き届く規程を整備します。
 - (4) 業務の効率化を図り、効率の最大化を実現するために、客観的で合理性のある経営管理指標を策定し、それに基づいた進捗管理・評価を行います。
- 5 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) コンプライアンス及びリスク管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社子会社をも含めた横断的なものとし、当社がグループ本社として各社の個別事情を勘案しつつその管理指導にあたります。
 - (2) グループ各社においては、独自の内部監査部門を有する会社については当該部門が、それ以外の会社は当社内部監査室が内部監査を実施いたします。
 - (3) グループ各社は、当社の監査役及び経営企画部に対してリスク情報を含めた業務執行状況の報告を行います。
- 6 監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役会に監査役スタッフを配置し、監査役の業務を補助させるものとします。
- 7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 前項に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して社員等の指揮命令を受けないものとします。
 - (2) 前項に定める監査役スタッフの発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとします。
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社及びグループ各社の社員等（グループ各社の監査役を含む。以下同じ）が当社の監査役に報告するための体制を定め、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとします。また、当社及びグループ各社の内部通報窓口担当部署は、重要な通報について監査役に報告するものとします。さらに、監査役は必要に応じて社員等に対して報告を求めることができます。
 - (2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
 - (3) 取締役は、監査役が取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容について事前に提示します。
 - (4) 監査役は、重要な会議の議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとします。
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役が内部監査部門及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保します。
- 10 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとします。

以 上